

# 鯖江市新型インフルエンザ等対策行動計画の概要

## 1 計画策定の経緯

○新型インフルエンザは、およそ10年から40年の周期で発生しているが、ほとんどの人が免疫を持っていないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。また、未知の感染症である新感染症の中で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

○鯖江市においては、平成21年の新型インフルエンザ（H1N1）の流行を踏まえ、平成21年5月に「鯖江市新型インフルエンザ対策行動計画」を策定し、危機管理としての認識のもと、相談窓口の開設や市民への情報提供、予防接種等を講じてきた。

○国では、平成21年の新型インフルエンザ（H1N1）の教訓を踏まえつつ、平成24年5月に、病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命および健康を保護し、国民生活および経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（以下「特措法」という。）を制定し、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るため、平成25年4月に施行されるに至った。

- ⇒ ・国、都道府県、市町村等が実施する対策について法的に規定
- ・国、都道府県、市町村等の対策に係る行動計画を策定するよう義務付け

○鯖江市では、国の「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」および「福井県新型インフルエンザ等対策行動計画」との整合性を確保しつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合における市の対策の基本的な考えや市が実施する主な措置等を示した「鯖江市新型インフルエンザ等対策行動計画（案）」を策定する。

### ※特措法第8条

「市町村長は、都道府県行動計画に基づき、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画を作成するものとする。」

## 2 対象となる感染症

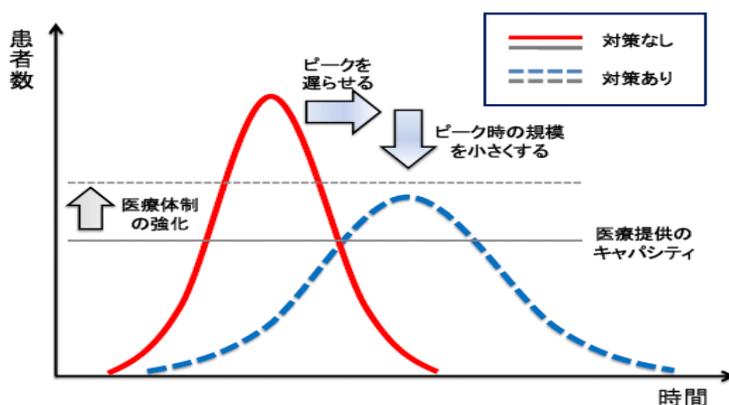
(1) 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症

(2) 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

### 3 対策の目的

- (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、生命および健康を保護する。
- (2) 生活・経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

〈対策の効果を表す概念図〉



### 4 発生段階

発生段階	状態	政府行動計画の発生段階
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態	未発生期
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	海外発生期
県内未発生期	国内で新型インフルエンザ等が発生しているが、県内で発生していない状態	国内発生早期
県内発生早期	県内で新型インフルエンザ等が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追跡できる状態	
県内感染期	県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追跡できなくなった状態、または、感染症指定医療機関の感染症病床が満床になった時点から	国内感染期
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	小康期

## 5 対策の主要5項目

### (1) 実施体制

- ・発生前：発生時に備えて、体制の整備を行う。また、国、県、国際機関等からの情報収集により、発生の早期確認に努める。
- ・発生後：発生段階に応じて、「鯖江市新型インフルエンザ等連絡会議」、市長を本部長とする「鯖江市新型インフルエンザ等対策本部」を設置し、市内一体となった新型インフルエンザ等対策を迅速かつ総合的に推進し、市民の健康被害の防止および社会機能の維持を図る。

### (2) 情報提供・共有

- ・新型インフルエンザ等の予防・まん延防止に関する情報や発生状況、実施される対策等について情報提供する。
- ・インターネットやテレビ、広報等の多様な媒体を利用し、わかりやすく、正確かつ迅速に情報が伝わるよう心掛ける。
- ・市民からの新型インフルエンザ等や生活相談等広範な内容にも対応できる相談窓口を設置する。

### (3) 予防・まん延防止

- ・マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人混みを避ける等の基本的な感染対策を啓発する。
- ・学校・保育施設や職場等に対して、感染対策の実施を呼びかける。
- ・県が行う「不要不急の外出自粛の要請」「施設の使用制限の要請」等の措置に協力する。

### (4) 予防接種

- ・特定接種：新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市議会議員および市職員等に対し、住民接種に先行して予防接種を行う。
- ・住民接種：市民に対して、原則として集団予防接種を行う。国が決定する優先順位に従って、順次接種を行う。

### (5) 市民生活・経済の安定の確保

- ・市民生活および経済への影響を最小限にできるよう、国や県、関係機関等と連携し対策を実施する。
- ・市民や事業者に対し、発生時に備え、事前の準備を行うよう働きかける。
- ・要援護者への支援、適切な火葬の実施、水の供給安定、生活関連物資の価格の安定等、市民の生活や経済の安定を確保するための対策を実施する。

## 各発生段階における主要5項目別対策の概要

	未発生期	海外発生期	県内未発生期	県内発生早期	県内感染期	小康期
対策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>発生に備え体制整備</li> <li>国・県との連携の下、情報収集および情報提供を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型インフルエンザ等の国内侵入状況に注視</li> <li>早期発見と発生遅延</li> <li>発生に備え、体制強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国内発生状況等の情報収集</li> <li>早期発見と発生遅延</li> <li>発生に備え、体制強化・体制整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染拡大の抑制</li> <li>適切な医療確保</li> <li>まん延に備えた整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康被害を最小限に抑制</li> <li>市民生活および市民経済への影響を最小限に抑える</li> <li>医療体制の維持</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>流行の第二波に備える</li> <li>市民生活および市民経済の回復を図る</li> </ul>
①実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>行動計画の策定</li> <li>国・県との連携強化</li> </ul>	市新型インフルエンザ等連絡会議の設置	市対策本部の設置			市対策本部の縮小・廃止
②情報提供・共有	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報収集および情報提供体制の整備</li> </ul>	国・県・関係機関からの情報収集・市民への情報提供			相談窓口等の設置および市民への周知	
③予防・まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染防止の周知</li> <li>衛生資器材等の確保</li> </ul>	市民への感染防止対策の勧奨				
④予防接種	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定接種・住民接種実施体制の構築</li> </ul>	ワクチンの準備ができ次第、速やかに実施する				
⑤市民生活・経済の安定の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>対策実施に必要な医薬品その他の物資および資材の備蓄</li> <li>施設および設備整備</li> </ul>	消費者としての適切な行動の呼びかけ・買占め・売惜しみの防止呼びかけ			火葬を円滑に行うための体制づくり・遺体安置場所施設の確保等	
		要援護者（高齢者・障がい者等）への生活支援等の対応の検討・対応の実施				
		<p><b>緊急事態宣言時</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生活関連物資等の価格の安定</li> <li>水を安定的かつ適切に供給するための措置</li> <li>要援護者への生活支援</li> <li>埋葬・火葬の特例実施</li> </ul>				

**緊急事態宣言**：国民の生命および健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活および国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められるとき、特措法第32条に基づき、政府対策本部が宣言し措置を発動する。